

薬剤師であるルーキーメンバーが神奈川県薬剤師会主催の 有料研修を受講する際の受講料等の取り扱いに関する要綱

1. 目的

本要綱は、神奈川県薬剤師会（以下「県薬」という。）に登録されたルーキーメンバーのうち薬剤師資格を有する者（以下「薬剤師ルーキーメンバー」という。）が神奈川県薬剤師会主催の研修（以下「研修」という。）を受講する際に負担する受講料（神奈川県薬剤師会ルーキーメンバー制度規程第9条第2項に該当する場合は「受講料」を「受講証明書発行手数料」と読み替える。）等の取り扱いについて必要な事項を定める。

2. 受講料の額

薬剤師ルーキーメンバーの研修受講料は県薬の非会員と同額とする。ただし、県薬が別に定める規則等により当該者が研修受講料の減免を受けることができる場合は、当該者の研修受講料は減免後の額とする。

3. 納付された受講料の記録

県薬は薬剤師ルーキーメンバーが納付した受講料の記録を個人ごとに作成し、その最終更新日が属する年度の翌年度から起算して3年度目の年度末まで保管しなければならない。ただし、薬剤師ルーキーメンバーが次項に規定する還付申請を行った場合、当該者にかかる受講料の記録の保管期間は県薬が還付を終了した年度の翌年度から起算して3年度目の年度末まで延長するものとする。

4. 納付された受講料相当額の還付

薬剤師ルーキーメンバーが登録期間終了までの間に県薬に対して入会申請し、当該申請に基づいて入会が認められた場合、県薬は入会

が認められ会員となった者（以下「本人」という。）からの還付請求に基づき、本人が薬剤師ルーキーメンバーであった期間に受講した研修（以下「対象研修」という。）の受講料総額の相当額と対象研修で会員受講料として設定されていた額の総額との差額（以下「納付済み額」という。）を還付しなければならない。なお、納付済み額には消費税相当額も含むものとする。

5. 還付の限度額

納付済み額の還付は、本人から申請があった日が属する年度を初年度として、以後毎年度3万円を上限に、納付済み額の残高が0円となるまで本人の請求に基づき行うものとする。なお、納付済み額の残高が0円となる前に本人が退会した場合、退会翌年度以降の納付済み額の残高の還付は行わない。

6. 還付申請の期限

前項に規定する還付申請の期限は、本人が入会を認められた日の属する年度の翌年度の末日とする。

7. 定めのない事項

この要綱に定めのない事項は、常務理事会の議を経て県薬会長が定める。

8. 要綱の改廃

この要綱の改廃は、常務理事会の議を経て県薬会長が定める。

ルーキーメンバー研修受講料納付記録

氏名

登録番号

（会員番号）

研修受講日	研修番号	納付受講料	会員受講料	研修名
2025/12/31				

納付受講料 相当額計	会員受講料 相当額計	差額

還付請求日	支払日	還付額	残高

第4項関係（様式2）

納付済研修受講料相当額還付請求書

神奈川県薬剤師会会長殿

私が神奈川県薬剤師会ルーキーメンバーとして登録されていた期間中に納付した神奈川県薬剤師会主催研修の受講料相当額のうち、神奈川県薬剤師会会員受講料として設定されていた額との差額の還付を請求します。

○年○月○日

ルーキーメンバー登録番号：

会員番号：

氏 名：

第5項関係（様式3）

納付済研修受講料相当額還付通知書

〇〇〇〇様

（ルーキーメンバー登録番号 ）

令和〇年〇月〇日付で請求がありました受講料相当額について、次のとおり還付いたします。

令和〇年度還付額	_____	円
（次年度以降の残額	_____	円）

〇年〇月〇日

神奈川県薬剤師会会長